

京都市告示第 97 号

介護保険法（以下「法」という。）第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者から、法第 78 条の 5 及び法第 115 条の 14 の規定に基づき、当該指定に係る事業所の廃止について、次のとおり届出がありました。

平成 20 年 4 月 25 日

京都市長 門川 大作

- 1 届出者の名称
株式会社大興技研（代表取締役 吉谷 正紀）
- 2 届出者の主たる事務所の所在地
下京区七条通新町東入ル西境町 163 番地
- 3 廃止する事業所
名 称：グループホーム安らぎ（介護保険事業所番号 26701
00268）
所在地：北区大宮玄琢南町 27
- 4 廃止する事業所のサービスの種類
認知症対応型共同生活介護， 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 5 廃止年月日
平成 20 年 3 月 31 日

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）